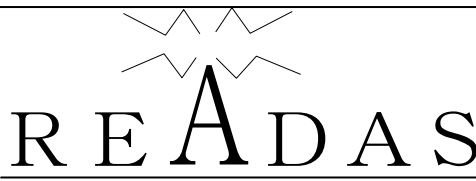


第 5513 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 7月20日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 土地等の譲渡とみなされる株式の譲渡

Q：株式の譲渡が土地等の譲渡とみなされることがあるそうですが、どういう場合ですか？

A：次の場合に土地等の譲渡とみなされます。

【解説】

次の事業譲渡類似の株式の譲渡で土地類似株式の要件を満たすものは土地等の譲渡とみなされることとなっています。

【事業譲渡類似の株式の譲渡】

- ①譲渡があった年以前3年内のある時点において、特殊関係株主等（株主、社員、会員、組合員、出資者、これらの人の親族、その他これらの人と特殊な関係がある者）の持株割合が30%以上であること
- ②特殊関係株主等がその年において5%以上の株式を譲渡し、かつ、その譲渡をした年以前3年内において15%以上の株式を譲渡していること

【土地類似株式の要件】

- ①譲渡した株式等の発行会社の総資産の70%以上が、所有期間5年以下の短期保有土地等であること
- ②譲渡した年の1月1日において所有期間が5年以下で、かつ、その発行法人の総資産価額の70%以上が土地等である会社の株式の譲渡であること

